

2023年人事院勧告

一時金 0.1月改善！引き上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分！！



官民格差 3869 円 (0.96%)、再任用含む全ての号俸で改善！！

人事院は8月7日、今年4月における官民較差は3869円(0.96%)、若年層に重点を置き(高卒初任給1万2000円、大卒初任給1万1000円の引き上げ)ながら、再任用職員をふくむすべての号俸にわたる俸給表の改定をおこなうこと、一時金については、現在の4.40月分を0.10月分引き上げ、引き上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することと勧告を行いました。また、テレワーク中心の働き方をする職員について「在宅勤務手当」(月額3000円)を新設しました。

給与カーブのフラット化や能力・実績主義の更なる強化がねらわれているもとで、1997年以來の高水準の俸給表の改定、すべての号俸にわたる俸給表の引き上げ、一時金の引き上げ分の期末手当への配分がおこなわれました。これは、全教・公務労組連絡会に結集し「物価高騰から生活を守る大幅賃上げを求める署名」等に全力でとりくみ、賃上げ世論をつくりだしてきた私たちの運動の成果です。

しかし定期昇給分を加えても、月収で約2.7%、年収で約3.3%にとどまる給与改善は、前年同月比3.5%の上昇となった4月の消費者物価指数(総務省発表)と比べても、生活改善にはつながらない全く不十分な内容です。

長時間におよぶ労働で必死に奮闘している公務労働者・教職員の労苦に報いるものとはなっておらず、労働基本権制約の代償措置として十分な役割を發揮していない勧告に、強く抗議するものです。9月から始まる県人事委員会交渉、引き続き対県確定交渉に向けて力を合わせてがんばりましょう。

2023年 給与勧告の骨子

1. 民間給与との比較

(月例給)

民間給与との較差 3869円 0.96%

3869円の配分(月例給等で3431円 はね返し分438円)

(一時金)

民間の支給割合 4.49月(公務の支給月数 4.40月)

2. 給与改定の内容

(月例給)

○初任給は大卒 11000円引上げ

高卒 12000円引上げ

○再任用を含む全ての号俸で所要の改定(平均0.96%)

(一時金)

民間の支給割合に見合うよう引上げ

○現行 4.40月分 ⇒ 4.50月分に

		6月期	12月期
23年度	期末	1.20月(支給済み)	1.25月(現行1.20月)
	勤勉	1.00月(支給済み)	1.05月(現行1.00月)
24年度	期末	1.225月	1.225月
	勤勉	1.025月	1.025月

(実施時期)

月例給→2023年4月1日

一時金→法律の公布日

3. 在宅勤務手当の新設

テレワーク中心の働き方をする職員に月額3000円の在宅勤務手当を新設

4. 非常勤職員の給与等

常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて、非常勤職員も給与を改定するよう各府省を指導する。

職員の勤務時間の改定に関する勧告骨子

2025年4月1日から、フレックスタイムの活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日(「ゼロ割振り日」)を設定可能にする。

⇒勤務時間の総量維持ということから、「ゼロ割振り日」以外の勤務は、8時間労働の原則が破壊され、長時間労働や連続勤務が強いられるなど、大きな問題があります。学校現場では、長時間労働が蔓延している上に、そもそも「ゼロ割振り日」を設定することすら困難な状況にあり、健康・安全への影響、生活リズムの破壊や持ち帰り仕事の増加など、多くの問題をはらんでおり、決して容認できるものではない。

今後のとりくみは、県人事委員会に移ります。深刻な教員不足を解消するためには、教員の待遇改善は待ったなしの課題です。特に再任用職員や会計年度任用職員の一時金支給改善。すべての臨時・非常勤教職員の待遇改善、ハラスメントの根絶、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援の前進など、子どもたちの教育に教職員が力を合わせ、生活の不安なしに専念できる『教職員の待遇改善』をあらためて求めていきましょう。

国人勤の改善分の早期実施、中高年層の処遇改善などのとりくみなどを大きくすすめていきましょう。

私たちの切実な声を、「要求ジャンボ署名」で県人事委員会へ